

各都道府県私立学校主管部課 御中

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

学校法人に係る寄附の実績等に関する調査について（依頼）

学校法人に係る税制については、近年種々の改正が行われてきており、個人から特定公益増進法人である学校法人に対して行う寄附に係る所得控除適用下限額の引下げ（平成 22 年度税制改正）、税額控除制度の導入（平成 23 年度税制改正）、税額控除の対象法人となるための寄附実績要件の見直し（平成 27 年度及び平成 28 年度税制改正）、現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る特例措置適用の承認手続きの簡素化（平成 29 年度税制改正）従来、土地・建物のみ認められていた特例の対象資産が株式まで拡大される（平成 30 年度税制改正）など、寄附税制の拡充が図られているところです。

現在、文部科学省では平成 31 年度税制改正要望に向けた検討を行っており、寄附税制の更なる拡充を含めた今後の要望にあたって、各法人における実態を把握する必要があることから、昨年に引き続き学校法人に係る寄附の実績等に関する調査を実施することといたしました。

つきましては、別添の調査票（(法人番号)【学校法人調査票】〇〇学園.xls）を用いて、所轄の学校法人のうち特定公益増進法人の証明書を発行している学校法人（平成 30 年 5 月 1 日現在）に対して調査を行っていただくとともに、その結果を別添の集計表（【都道府県調査票及び集計表】〇〇県.xls）に取りまとめの上、平成 30 年 9 月 17 日（月）までに、下記連絡先まで御回答いただきますようお願いいたします。

また、あわせて別添の集計表にあります「都道府県向け調査票」シートの質問事項にも御回答いただきますようお願いいたします。

なお、文部科学省において分析を行う際のバックデータとして活用させていただくために、個別の法人の学校法人調査票につきましても【都道府県調査票及び集計表】のファイルに添付したままご提出いただくようお願いいたします。ご提出いただいた法人の情報につきましては、個別の法人が特定されない形での全国的な集計結果を各種会議等で使用することも想定しておりますので、あらかじめ所轄学校法人に対してご連絡いただくようお願いいたします。

御多忙中恐縮でございますが、学校法人への寄附の増加を目指した今後の税制改正の検討のため不可欠な資料となりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

(添付資料)

1. 【記入要領：都道府県用】 都道府県調査票及び集計表
2. 【都道府県調査票及び集計表】 ○○県
3. 【記入要領：学校法人用】 学校法人調査票
4. (法人番号) 【学校法人調査票】 ○○学園
5. 【学校法人用：法人番号一覧】

<本件連絡先>

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係

TEL : 03-5253-4111 (内 2532)

FAX : 03-6734-3395

<本件提出先>

E-mail : [sigakugy@mext.go.jp](mailto:sigakugy@mext.go.jp)